

主 文

労働基準監督署長が、○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の同社C店に配属され、不動産賃貸の営業に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日午前○時○分、D医療機関を救急受診し、「右大腿打撲傷」などの診断を受け、同年○月○日、E医療機関に転医し、「右下肢打撲、右膝外傷性滑膜ひだ障害」等の傷病名で治療を受けた。
請求人によると、○年○月○日午後○時○分頃、C店内において、新規顧客対応前に報告をしなかったことから上司とトラブルになり、上司から右大腿部を蹴られ負傷したという。
- 3 本件は、請求人が「右大腿打撲傷」（以下「本件傷病」という。）は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 判断の要件

(略)

3 当審査会の事実認定及び判断

(1) 請求人は、F 医師作成の診断書によると、本件傷病と診断されており、請求人が本件傷病を負ったことについては、請求人及び会社との間で争いはない。

(2) 本件傷病の発生原因について、請求人は、元上司であるG 課長に暴行されたことによるものであると主張しているが、監督署長は当該暴行の事実は不明であると認定しているので、以下検討する。

ア 請求人が本件傷病を負った原因は、G 課長による○年○月○日の暴行と請求人運転の普通乗用自動車とH 運転の普通乗用自動車に追突した同年○月○日の交通事故（以下「本件交通事故」という。）のいずれかと判断されるところ、請求人は同年○月○日午前○時○分にD 医療機関を救急受診している。同医療機関のカルテには、請求人は医師に「会社上司に蹴られ」受傷したと申し立てたこと、請求人には「右大腿部外側に軽度皮下血腫＋」等の所見があった一方、「明らかな出血や骨折を認め」ないこと、更には「打撲傷」であることが記載されている。

また、同月○日に再度請求人は同医療機関を受診して、右膝が痛くて曲がらなくなってきたと訴え、MR I 検査の結果、本件傷病と診断されていると認められる。

この経過は、請求人が同年○月○日午後○時○分頃にG 課長から暴行を受けたとする請求人の主張と整合する。

イ さらに、「労働者の申し立てどおり上司に蹴られて負傷したものか、あるいは交通事故による負傷かどうか、判断することは可能でしょうか」という監

督署職員の質問に対して、I 医師は、「この写真を見る限り、追突による交通事故により生じたものとは思われない。追突による交通事故であれば、骨折や靭帯損傷等もなく皮下出血のみ引き起こすことはないと思われる。」と意見をした旨局医相談票に記載されている。

会社関係者は、請求人の本件傷病は本件交通事故によって生じたものであると主張するところ、その根拠は医師ではない弁護士の意見であるにとどまり、これを採用することはできない。

また、本件交通事故が発生したのは○年○月○日であるところ、この交通事故の後、請求人は、同年○月○日に至るまで○日以上病院を受診しておらず、また、その間、通常どおり会社に出勤していると認められること、本件交通事故は物損事故として取り扱われ、相手方への物損賠償金の支払のみで解決されていることから、本件交通事故により請求人が本件傷病を負ったと判断することはできない。

ウ したがって、当審査会としては、請求人が○年○月○日にG 課長から暴行を受け、本件傷病を負ったものと判断する。

このことは、同日以降、同月○日及び○日の両日にわたってJ 社長がG 課長と共に、会社を休んでいた請求人の自宅を訪れて、請求人に暴行を加え、本件傷病を生じさせたことについて謝罪している事実とも整合する。

なお、G 課長は、当該謝罪はJ 社長により強制されたものであり、当該訪問の際にも謝罪を何度も拒否しようとしたと主張するが、謝罪の経過の録音記録からはそのような事実を認めることができず、むしろ請求人の家族の求めに応じて、素直に自己の暴行により請求人に負わせたけがの治療費全額を負担する旨の念書を書いていることが認められる。

(3) ところで、業務上の負傷と認められるためには、業務遂行性及び業務起因性のいずれも認められることが必要であるところ、他人の故意に基づく暴行による負傷の業務起因性の判断に関する通達によれば、業務に従事している場合において被った負傷については、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因するものと推定することとされている。

(4) この点、請求人が○年○月○日にG 課長に無断で接客したことを理由としてG 課長と請求人との間でトラブルになったことにつき、請求人と会社との間で

争いはなく、当該トラブルに際し、G課長による暴行（以下「本件暴行」という。）がC店内で行われたものと認められる。

そうすると、本件暴行は、請求人の業務遂行中に行われたものであり、またその暴行に関し、私的怨恨や請求人の何らかの自招行為の存在をうかがわせる資料は一件記録上見当たらないことから、当審査会としては、請求人が負った本件傷病は業務上の事由によるものと判断する。

(5) なお、付言するに、本件傷病は業務上の事由によるものと認められることは上記のとおりであるが、労災保険給付を行う療養・休業の範囲については、暴行の具体的な態様、傷病名及び傷病の状態を詳細に調査した上で、判断する必要があることはいうまでもない。

4 結 論

以上のとおり、本件暴行の事実を否定して、療養補償給付及び休業補償給付を支給しないこととした本件処分は相当でなく、請求人が負った本件傷病は業務上の事由によるものと認められることから、本件処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。